

海老名市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第6条第1項の規定により定めた海老名市耐震改修促進計画及び海老名市における木造住宅耐震診断士派遣事業に関する協定書に基づき、木造住宅の耐震診断を行う所有者又はその親族に対し、建築士等を派遣し、建築士が調査及び耐震診断を実施する事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築士等 1級建築士、2級建築士又は木造建築士で財団法人日本建築防災協会が実施する木造耐震診断資格者講習会又はこれと同等と市長が認める講習会を修了した者
- (2) 耐震診断 建築士等が、木造住宅の耐震診断と補強方法（国土交通省住宅局監修・財団法人日本建築防災協会発行）に基づく一般診断法により木造住宅を調査し、報告書を作成する耐震診断をいう。
- (3) 住宅 一戸建住宅、長屋及び併用住宅をいう。
- (4) 派遣 耐震診断を実施する住宅を対象にした建築士等の派遣をいう。

(対象住宅)

第3条 派遣の対象となる住宅は、海老名市内に存するものであって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 平成12年5月31日以前に建築確認を受け建築工事に着手したもの（建築確認を受けて、平成12年6月1日以後に増改築工事に着手した部分の延べ面積が既存部分の2分の1未満のものを含む。）
- (2) 2階建て以下であるもの

(3) 在来工法による木造住宅であるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、派遣の対象としない。

(1) 法人が所有又は管理する住宅である場合

(2) 本要綱に基づく耐震診断を実施した住宅である場合

(3) 海老名市木造住宅耐震化促進関係補助金交付要綱に基づく補助金を受けて耐震診断、耐震改修計画書作成又は耐震改修工事を実施した住宅である場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が補助の対象とすることを特に不相当と認めた場合

(対象者)

第4条 耐震診断の対象となる者は、対象となる住宅を所有している者又はその親族(2親等以内)とする。

(申込み)

第5条 耐震診断を受けようとする者は、海老名市木造住宅耐震診断士派遣申込書(第1号様式)に建築確認を受けた図面等を添えて市長に申し込まなければならない。

(通知及び要請)

第6条 市長は、前条に規定する申込書を受理したときは、その内容を審査し、派遣の適否を決定しなければならない。

2 市長は、前項の規定により派遣の適否を決定したときは、海老名市木造住宅耐震診断士派遣決定通知書(第2号様式)により、前条の規定により申込書の提出をした者(以下「申込者」という。)に通知するものとする。

3 市長は、前条に規定する申込書を受理したときは、海老名市木造住宅耐震診断士派遣要請書(第3号様式)により、神奈川県建築士事務所協会海老名支部(以下「建築士事務所協会」という。)に診断士派遣要請を行うものとする。

4 派遣の要請を受けた建築士事務所協会は、会員の中から派遣する診断士を選任し、海老名市木造住宅耐震診断士派遣報告書(第4号様式)により、市に報告するものとする。

(取下げ)

第7条 派遣の決定を受けた申込者（以下「決定者」という。）は、当該派遣を取り下げる場合には、海老名市木造住宅耐震診断士派遣取下届出書（第5号様式）により、市長に届け出なければならない。

(取消通知)

第8条 市長は、前条の規定による届出により派遣の取消しを行った場合には、海老名市木造住宅耐震診断士派遣取消通知書（第6号様式）により、当該届出をした者及び建築士事務所協会に通知するものとする。

(取消し)

第9条 市長は、決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、派遣の決定を取り消すことができる。

- (1) 申込みに虚偽の内容があったとき。
- (2) 法令又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (3) その他市長が認めたとき。

2 市長は、前項の規定による取消しを行った場合には、海老名市木造住宅耐震診断士派遣取消通知書（第6号様式）により、決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 建築士事務所協会は、事業が完了したときは、海老名市木造住宅耐震診断結果報告書（第7号様式）により、その結果を決定者に報告しなければならない。

2 建築士事務所協会は、事業完了後20日以内又は申込年度の2月末日のいずれか早い日までに、海老名市木造住宅耐震診断士派遣完了実績報告書（第8号様式）により、市長に報告しなければならない。

3 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、その内容を検査しなければならない。

(請求等)

第11条 建築士事務所協会は、四半期ごとにその期間で行った事業について、翌四半期の初日から20日以内又は申込年度の3月10日のいずれか早い日までに、海

老名市木造住宅耐震診断士派遣事業報告書（第9号様式）により、市長に報告しなければならない。

- 2 建築士事務所協会は、前項の規定による報告が完了次第、速やかに海老名市木造住宅耐震診断士派遣事業請求書（第10号様式）を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の請求書を受理したときは、30日以内に支払うものとする。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

《令和8年4月1日・制定》